

現行	改正後（案）
<p>第1条～第14条 （略）</p> <p><b>（履行報告）</b>  <b>第15条</b> 受注者は、設計図書に定めるところにより、<u>      </u>契約の履行について発注者に報告しなければならない。</p> <p>第16条～第29条 （略）</p> <p><b>（不可抗力による損害）</b>  <b>第30条</b> （略）                  2～4 （略）                  5 前項に規定する損害の額は、次の各号に掲げる損害につき、それぞれ当該各号に定めるところにより、算定する。                  (1) （略）                  (2) 仮設物又は調査機械器具に関する損害                  損害を受けた仮設物又は調査機械器具で通常妥当と認められるものについて、当該業務で償却することとしている償却費の額から損害を受けた時点における成果物に相応する償却費の額を差し引いた額とする。ただし、修繕によりその機能を回復することができ、かつ、修繕費の額が上記の額より<u>も</u>少額であるものについては、その修繕費の額とする。                  6 （略）</p> <p>第31条～第43条 （略）</p> <p><b>（発注者の催告によらない解除権）</b>  <b>第44条</b> 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。                  (1)～(10) （略）                  (11) <u>発注者は</u>、受注者（ウ及びエにあつては、受注者が法人である場合においてはその役員又は使用人、個人である場合においてはその者又は使用人を含む。）がこの契約に関して、次のいずれかに該当したとき。                  ア～エ （略）</p>	<p>第1条～第14条 （略）</p> <p><b>（履行報告）</b>  <b>第15条</b> 受注者は、設計図書に定めるところにより、<u>この</u>契約の履行について発注者に報告しなければならない。</p> <p>第16条～第29条 （略）</p> <p><b>（不可抗力による損害）</b>  <b>第30条</b> （略）                  2～4 （略）                  5 前項に規定する損害の額は、次の各号に掲げる損害につき、それぞれ当該各号に定めるところにより、算定する。                  (1) （略）                  (2) 仮設物又は調査機械器具に関する損害                  損害を受けた仮設物又は調査機械器具で通常妥当と認められるものについて、当該業務で償却することとしている償却費の額から損害を受けた時点における成果物に相応する償却費の額を差し引いた額とする。ただし、修繕によりその機能を回復することができ、かつ、修繕費の額が上記の額より<u>  </u>少額であるものについては、その修繕費の額とする。                  6 （略）</p> <p>第31条～第43条 （略）</p> <p><b>（発注者の催告によらない解除権）</b>  <b>第44条</b> 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。                  (1)～(10) （略）                  (11) <u>          </u>受注者（ウ及びエにあつては、受注者が法人である場合においてはその役員又は使用人、個人である場合においてはその者又は使用人を含む。）がこの契約に関して、次のいずれかに該当したとき。                  ア～エ （略）</p>

現行	改正後（案）
<p>第45条～第55条 （略）</p> <p>（賠償金等の徴収）</p> <p><b>第56条</b> 受注者がこの契約に基づく賠償金、損害金又は違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は、その支払わない額に発注者の指定する期間を経過した日から業務委託料支払いの日までの日数に応じ、当該指定する期間を経過した時点における遅延防止法第8条第1項の規定に基づく遅延利息の率を乗じて計算した額と、発注者の支払うべき業務委託料とを相殺し、なお不足があるときは追徴する。</p> <p>2 （略）</p> <hr/> <p>第57条 （略）</p>	<p>第45条～第55条 （略）</p> <p>（賠償金等の徴収）</p> <p><b>第56条</b> 受注者がこの契約に基づく賠償金、損害金又は違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は、その支払わない額に発注者の指定する期間を経過した日から業務委託料支払いの日までの日数に応じ、当該指定する期間を経過した時点における遅延防止法第8条第1項の規定に基づく遅延利息の率を乗じて計算した額と、発注者の支払うべき業務委託料とを相殺し、なお不足があるときは追徴する。</p> <p>2 （略）</p> <p><u>3 第1項の場合において、発注者は、相殺の充当の順序を指定することができる。</u></p> <p>第57条 （略）</p>